

令和4年3月30日から

生しいたけの 原産地表示が 変わります



令和4年3月30日付け食品表示基準Q & A改訂により、
植菌地を原産地として表示することが**義務**となります

原木も菌床も原産地=植菌地

海外から輸入した菌床の場合



他県で植菌した菌床・ほだ木の場合



※都道府県名のほか、市町村名、その他一般に知られている地名(郡名、島名、旧国名等)でも可
※加工食品については国名

採取地は任意で表示することができます

原産地表示は産地への信頼の鍵です

しいたけの原産地表示については、これまで、収穫地を原産地として表示することとされてきました。しかし、近年、海外で菌床・培養された輸入菌床に由来するしいたけの生産量が増加しており、消費者は国産菌床由来のしいたけと輸入菌床由来のそれとを区別することができない状況となっていました。令和2年の食品表示基準Q&Aの改正により、菌床しいたけについて菌床製造地の任意表示が開始されましたが、より一層確実な表示を進めるため、このたび、**原産地表示のルールを改正し、原木や培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)を原産地として表示することを義務化しました。**

表示は生産者と消費者をつなぐ大切なメッセージであり、産地への信頼の鍵となります。分かりやすく適切な表示をお願いします。

具体的な表示例（生鮮しいたけの場合）

下記表示は一例です。

輸入菌床	国産菌床・ほだ木 (□□には、原木栽培・菌床栽培いずれかの栽培方法が入ります。)	
菌床をA国から輸入、収穫は国内のB県で行った場合	植菌から収穫まで国内のA県内で行った場合	植菌は国内のA県、収穫は国内のB県で行った場合
A国産しいたけ（菌床）	A県産しいたけ（□□）	A県産しいたけ(□□)
しいたけ(菌床栽培) 原産地：A国	□□しいたけ 原産地（植菌地）A県 収穫地 A県	□□しいたけ (原産地：A県、収穫地：B県)
A国原産菌床しいたけ	植菌から収穫まで全てA県で生産した□□しいたけです	A県で植菌した□□を使ってB県で収穫したしいたけです（原産地A県）

- **しいたけ加工食品**（乾しいたけ等原材料に占める割合が最も高い原材料がしいたけである加工食品）については**原料原産地表示に従い、原産国名（植菌した国）を表示してください。**
- **生鮮しいたけは令和4年9月末日まで、しいたけ加工食品※は令和5年3月末日までに新たな表示ルールに対応してください。**
- 複数の都道府県（加工食品の場合は複数国）で植菌された菌床・ほだ木から栽培されたしいたけを混合した場合については、製品に占める重量の割合の高いものから順に表示してください。
- 具体的な表示などについては林野庁ホームページをご覧ください。また、ご質問やご相談は最寄りの都道府県または下記問合せ先までお寄せください。

*「食品表示基準Q&A 第13次改正」（令和4年3月30日付）はこちらです。生鮮しいたけは生鮮-36、しいたけ加工食品は原原-67をご覧ください。



食品表示基準Q&A

検索

問合せ先：

林野庁経営課特用林産対策室

特用林産加工流通班

電話 03-6744-2289